

19世紀前半期のフランス社会

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4475273>

出版情報：経済學研究. 47 (1), pp.1-16, 1982-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



経 済 学 研 究

第 47 卷 第 1 号

April 1981

Vo. 47 No. 1

19世紀前半期のフランス社会

湯 村 武 人

(一)

フランス近代経済史学界の長老E・ラブルースの、彼のいわゆる「旧型の経済恐慌」論を19世紀半頃のフランス経済に適用しようとする見解に対して、本池立氏が、その著書『フランス産業革命と恐慌』(1979年刊)によって、厳しい批判を加えられている。

ここにいわゆる「旧型の経済恐慌」(des crises économiques du vieux type) 論とは、ラブルース自身の表現に拠れば、恐慌の原因として「農業的要因の重要性と、そしてとりわけ、穀物恐慌と繊維工業恐慌とのフランスにおける連結性」を強調する理論である。もう少し具体的な説明を書き添えれば、凶作による地主や農民などの農業的諸階級の所得の減少が、その時代の産業界に支配的な地位を占めている繊維工業製品の販売不振を惹きおこして恐慌を発生せしめる、とみる見解である。そして本池氏は、上記のほぼ450ページにも及ぶ膨大な著作の全体をあげて、このラブルースの見解を厳しく批判さ

れているわけである。

こうした本池氏の批判に対して、私は、それが全く見当違いの見解であるとは云わないが、同時に、余りに厳し過ぎる批判ではないかと考えている。

本池氏は、その著作の「序論」においてラブルースの見解の概要を紹介したあと、第二部「産業革命の展開」において、19世紀前半期のフランス経済における「資本家的機械制生産の飛躍的拡大に伴う繊維工業生産の飛躍的増大、農家手工業生産の衰減、鉄道の発展に伴う製鉄業、及び鉱業の飛躍的発展」(飛躍的という用語の何と過度の使用であることよ! —湯村)、を取上げられる。さらに、第三部の「恐慌史」において1848年恐慌と1857年恐慌とに関する具体的な検討を済ませたあと、同書巻末の「結論」の章で、次のように総括されている。

「その経済構造(19世紀中葉期のフランスの経済構造——湯村)はもはや18世紀の旧型経済とは異なるものであろう。そしてこの変革に伴って恐慌も旧型経済のそれとは異なった発現形

態を示すはずであった。そして事実、恐慌の発現形態の変化に経済構造の変革を確認することができた。

第三部で詳述したように、19世紀中葉の恐慌が凶作による購買力の減退から生じたことを論証することはできない。1848年恐慌も1857年恐慌もともに基本的には鉄道の発展を軸とする好況期の経済的矛盾から世界的恐慌の中で激発した経済的攪乱であった。凶作が購買力の減退を招いたことは事実としても、それは国内市場向けの繊維工業部門の生産の疲弊をもたらしたにとどまり、恐慌の全般化を引き起こしたわけではなかった。但し凶作は、好況期の信用の拡大を背景にして、貴金属の対外流出を強めることによって貨幣恐慌を引き起こし、全般的過剰生産恐慌を準備した。しかしこの場合でも貨幣恐慌は凶作に伴う貴金属の対外流出のみから生じたものではなかった。好況期の手形信用の拡大、信用取引を梃子にした鉄道投機熱の過熱、工業原料輸入高の増大、国際商品投機の増大、更にイギリスを初めとする外国の金融市場の逼迫等が凶作と重なって生じたものであった。P・ヴィラルによればラブルスの旧型恐慌論は今日フランス史学界では既定の観念であるというけれども、我々は以上の理由からそれに承服することが出来ない。¹⁾

(二)

私は、このような本池氏の見解に対して、若干の疑問をもっている。なぜなら、上記の引用文の中の、私がアンダーラインをつけておいた3個所の文章のうち、アンダーライン(ロ)とアンダーライン(ハ)とが、果して矛盾なしに

結びつけられるか、したがってまたアンダーライン(イ)が何の疑問もなしに成立するか否かは、疑問だからである。まず(ロ)は、「凶作は……全般的過剰生産恐慌を準備した」とラブルスの見解を消極的ながらも肯定するが、この肯定は、果して次の(ハ)、すなわち、「しかしこの場合も……好況期の手形信用の拡大……等々が凶作と重なって生じたものであった」という論証によって、果して十分に否定し尽されうるものであろうか。この場合、凶作は全般的過剰生産恐慌を「準備した」に止まり、現実にそれを惹き起すのは他の事情であったというのであれば、そのような否定もおそらく可能であろうが、事実は、他の事情は凶作と重なってはじめて恐慌を惹き起したのである。そうだとすれば、どうして(イ)が成立しうるのか。

なぜならラブルスは、もともとが、19世紀中葉期のフランス経済の恐慌を扱った彼の論文、「恐慌のパノラマ」²⁾の中で、次のような述べ方をしているにすぎないからである。

「私はこれまで、経済恐慌の一般理論を提示したというわけではなくて、しばしば、農業的要因の重要性と、そしてとりわけ、穀物恐慌と繊維工業恐慌のフランスにおける連結性とを強調してきた。読者は、以下に提示されている既に中間的なものになっている経済(une économie déjà intermédiaire)の激動に関する諸論究が、こうした連結性の存続を明らかにしていたり、していなかったりしているのを、何らかの程度においてか賞味されるであろう。」³⁾

ラブルスはここで、彼のいわゆる「旧型の

2) Aspects de la crise et de la dépression de l'économie française au milieu du XIX^e siècle, 1846—1853. Etudes sous la direction de E. LABROUSSE. 1956. の序文 Panorama de la crise.

3) ibid., Aspects……. p.4.

1) 本池立著『フランス産業革命と恐慌』(御茶の水書房, 1979年刊), 439—440ページ。

「経済恐慌」論なるものに関して、「私はこれまで、経済恐慌の一般理論を提示したというわけではなくて」と、ことわっており、そしてとりわけ、19世紀中葉のフランス経済に関しては、明白に、「すでに中間的なものになっている」と述べている。

ラブルースは然し、同じ論文の別の個所では、もう少し積極的に、次のようにも述べている。

「それぞれの恐慌は、疑いもなく、その恐慌を深刻に特徴づけることの出来るそれらの諸恐慌に固有の諸特徴を保持している。けれどもそれは、おそらくは、われわれに、それらの諸恐慌に共通の諸特徴を忘れさせるものではない。1847年の恐慌が、いかに多くの点でどれほど新規でどれほど独自なものであったとしても、否定すべくもない重大な類似点があるが、この恐慌に先立って19世紀の前半期中に生じた諸恐慌との間にも、先行諸世紀の諸恐慌との間にも、立ち現われる。便宜上ここでも産業革命と呼び続けられているところの——私が既に経済的解釈の問題は取上げないと述べておいたこの数頁の文章では、それが既に〔経済〕循環に対して及ぼした影響について探求されることはないのだが——事柄にも拘わらず、恐慌は、依然としてなお、諸破局の、伝統的な、同じような出会いであり続ける。観察をそのような範囲に限らう。そうすると、1846年及び1847年にも、農業の破局と繊維工業の破局とが、——繊維工業が依然としてなお極めて尊大に支配している産業経済の中において——その諸圧力を目立って累積させて行く。」⁴⁾

なお、この文章の中の、「私が既に経済的解

釈の問題は取上げないと述べておいた」個所とは、おそらく次の個所を指すのであろう。ラブルースの文章は極めて難解であって文意の読み取りに苦しむ個所が多いが、おそらくはそれに該当すると判断される個所である。

「この論文集で述べられているのは、場所・職業・社会領域・時期の異なるのに応じて、あるいはひどく被害を蒙った、あるいは被害を免れたその諸々の部門を伴ったところの、われわれの恐慌であり、われわれの不況である。……

テーマの性質上、因果関係についての真の研究 (une véritable étude de causalité) は排除されている。それをなし遂げるには、もっと広大な年代学的・地理学的な枠が必要である。……

恐慌の一般理論は、課せられている説明に到達する以前に、当然にも、循環の全連鎖を問題にする。研究の範囲をそれ以下に狭めめることは問題になりえない。

恐慌はおよそ10年おきに生起する現象であり、比較史の方法によってのみ解釈され得る。すなわち、ある1つの恐慌は恐慌一般を説明するのに充分ではない。恐慌はまた、国際的な現象であって、国際的な規模に拡大された比較を必要とする。すなわち、1国の諸恐慌はこの国の諸恐慌を説明するのに充分ではない。シミアンは、彼の著作の方法論的部分で、一般に依然としてなお価値あるものとされている諸教訓の全体を、こうした観点から陳述した。サイクルの波打つ生き方、その互い違いになった反対方向への諸運動が、数多くの曲線の比較と、付随する諸変動の組織立った方法による因果関係の探求とを、可能にする。すなわち、《原因》は、置換えの可能性の極めて少ないような先行項と、原則として同一であると認定される。こうした探求は、この論文集では問題になりえ

4) *ibid.*, Aspects……. pp.10~12.

い。』⁵⁾

かくして、ラブルースのいわゆる「経済的解釈」とは、この引用文の言葉を用いれば、「因果関係についての真の研究」のことであり、「数多くの曲線の比較と、付随する諸変動の組織立った方法による因果関係の探究」のことであるということになる。そして、いわゆる産業革命の進展が既に「旧型の経済恐慌」の発現形態に影響を及ぼしていることを認めながらも、「恐慌は、——(1846年においても1847年においても)——依然としてなお、諸破局の、伝統的な、同じような出会いであり続け」ている、と見るのである。

(三)

そもそも、ラブルースのこの「旧型の経済恐慌」の理論なるものは、もともとは彼の戦前の著作である、『旧制度末期、並びに大革命初期におけるフランス経済の恐慌』⁶⁾の序文で、展開されたものである。確かにそれは、既にこの著作の当時から、その適用範囲に19世紀の前半期までのフランス経済を含めるものであったが、その直接の対象とするものが旧制度末期から大革命初期にかけてのフランス経済であったことは、その表題それ自体が十分に教えていた。ところが彼は、戦後になって彼の監修下に1956年に刊行された論文集、『19世紀中葉におけるフランス経済の恐慌と不況の諸側面』の巻頭を、われわれが既に前第(二)節で検討し終えた「恐慌のパノラマ」と題する序文で飾ることによって、こんどは明白に、この理論の適用範囲を19世紀中葉期のフランス経済にまで広げ

ることになった。そしてそのことが、もともとは、すなわち彼の「旧型の経済恐慌」の理論それ自体に対しては、——細部は兎も角として——基本的には賛同者の多かったラブルースの見解に、本池氏を始めとする多くの批判者をうみ出すことになったのである⁷⁾。

けれども、前の第(二)節において検討したように、ラブルースは決して、19世紀前半期のフランス社会を18世紀のそれと全く同一と見做しているわけではない。それが「既に中間的なものになっている」ことを明白に認めているし、その前提の上に、「諸々の破局の、伝統的な、同じような出会い」について語っているにすぎない。そして、このようなラブルースの見解は、彼とフェルディナン・ブローデルとの共同監修の下に現在刊行中である『フランス社会経済史』⁸⁾(全4巻6冊の第2巻、1970年刊)の第3部第6章を構成する、ラブルース自身の執筆になる「18世紀の経済恐慌」からの、次の引用文によってさらに明確になるであろう。

「われわれにとって大切なのは、恐慌の解釈と同じように、恐慌の実際であり、その出会いの道筋がどうであるかを問わず、諸々の破局の実際上の出会いである。膨脹期の諸破局は、もはや、かつて収縮期のそれがそうであったように破滅的なものではない。けれどもそれは、日雇労働者の世帯が——良い年と悪い年を平均して——その支出の半分をその購入に当てるような時代にあっては、依然としてなお、飢餓の恐慌、パンの恐慌である。生活資料の危機は、か

5) *ibid.*, Aspects……. pp.4~5.

6) Ernest LABROUSSE, *La crise de l'économie française à la fin de l'ancien régime et au début de la Révolution*. Paris. 1944.

7) 例えば、W・アーベル著寺尾誠訳、『農業恐慌と景気循環、中世中期以来の中欧農業及び人口扶養経済の歴史』(未来社、1972年刊)の28—29ページを参照。

8) Ferdinand BRAUDEL et Ernest LAROUSSE, *Histoire économique et sociale de la France*.

くして、それが全体の出発点であると否とに拘わりなく、依然としてなお全体の中心である。中心に位置していると同時に強烈でもある中心。それは象徴し (elle symbolise), それは手本となって罪過を犯させる (elle scandalise)。幾つかの日付が公的な記憶の中に目立つ。すなわち、1748年、1770年。すべての活動的な国民が、すなわち、商人、職人、そして、全般的恐慌の賠償を特別に多く支払うところの賃金労働者とかなる国民が動揺する。政府当局は、当然にも、そのことを憂慮する。短期の誇張された退歩が長期の諸発達を否認することを大いに可能にする。

工業的19世紀の諸恐慌は、中間的経済の長期にわたる過程で、それとは全く異った性格を取得するだろう。古い諸構造は、少しずつ、破損して行くだらうし、変質して行くだらう。そして、それと共に漸次に、経済的局面もまた。その後には、極めて多様化した食品によって構成された食物割当量の、価格の低下や好意的な中立を伴いながら、ただ工業的な破局だけが存続するだろう。基本的な、1つの別の種類の経済的時代を特徴づける緩慢な変化。その時までには、生命にかかわるような生産物（食糧のこと—湯村）の危機は、姿を消しているだろう。然し、フランス経済の中において中間的時代と現代とを分離しているこうした境界が乗り越えられるためには、1867年まで待たねばならないだろう。⁹⁾

この1867年という年次を掲げることによってラブルースが何を語ろうとしたかは明確にはわからないが、フランス産業革命の終期が一般にほぼ1860年と見做されていることを指摘してお

こう。さらに書き添えれば、中木康夫氏がその論文「第二帝政—ボナパルティズムとフランス資本主義」(川島武宣・松田智雄編、『国民経済の諸類型』, 昭和43年, 岩波書店刊, 所収)の中で掲げられている、1845年と1855年とにおけるフランス鉄道網を示す2つの地図の参照をすすめたい。中木氏は、この2つの地図を説明して次のように述べられている。

「注目すべきことは、まず第一に、第二帝制下においてようやくフランスが統一国内市場を形成しえたことである。上図において象徴されるように、二月革命の時点においても、国内は数多くの自己完結的な地方市場圏に分裂し、フランスは自足的小地域—再生産圏の集合体たる姿をもっていたのであり、1850年の時点でさえ、各地域—各再生産圏の《諸生産物が生産地域から離れて販売されることはまれ》でさえあったのである。このことは、農産物価格の運動、諸工業品の流通圏（輸出向特化商品を除く）からも看取されうるのであり、各地域内部で農・工間直接流通による素材補填関係—循環構造が形成された。しかし、第二帝制前半期のうちに、ようやく全国を結合する鉄道網の骨格が成立し、それに促進されつつ各地再生産圏の孤立分散性が克服されていく。とくに60年を画期として、穀物価格の全国的平準化、諸商品価格の平均化—地域価格差の消滅、商品生産の地域別専門化—特化、後進地帯の競争産業の解体と先進地域への集中が急激に進行した。キンドルバーガーは、《1865年以降、フランスは各生産物について単一価格をもつところの単一市場を形成》するにいたったと指摘している。例えば穀物について見れば、それまで著しい地域的偏差を示していた全国穀物価格が、第二帝制期にほぼ同一水準に収斂・平均化され、地域的不作に

9) *ibid.*, *Histoire économique*……, tome 2. p.563.

よる局地的食糧危機も消滅した。フランスは第二帝制下においてはじめて、社会的総資本の総運動のうちに把握されるところの、統一的規模での《国民経済》を本格的に確立しえたといえる。(国民的規模での、農・工循環構造の成立!)。¹⁰⁾

まだ真の意味で《国民経済》の確立をさえなし遂げていないのが、まだ地域の不作による局地的食糧危機をさえ解消し終えていないのが、1860年以前のフランス経済の実状であったことを確認しておかねばならない。

(四)

ラブルースはさらに、前出『フランス社会経済史』の第3巻第2冊、すなわち19世紀を取扱った巻の中の、「成長と成長の諸中断・生活資料恐慌の生き残り」と題する章において、次のように述べている。

「生産不足による大昔からの恐慌——穀物的なものや農業的なるものを主調とする定期的な全般的恐慌——が工業的なるものを主調とする定期的な全般的恐慌へと進化するのは、この研究の範囲に収められている世紀の過程においてである。それぞれの経済はその構造に伴う諸状況の重なりをもっているということが真実であるとすれば、工業の時代の到来が構築する諸構造のこうした大混乱は、旧型の恐慌に新型の恐慌を代替させて行く。

そうは言うものの、衆知のように、農業的な諸特徴が一挙に消滅するものではない。サービス部門についての十分な知識を欠いているので慎重でなければならないのだが、農業と工業とのこうした対決の中で、農業の粗収益は、18

15—1824年においては工業のその少くとも2倍は高かったし、その競争の勝ち目を、この期間の殆んど終り頃、すなわち1875—1884年頃にならないと譲らないようである。やっとその頃になってこの2部門、すなわち絶対価値においてその2つ共が大幅に増加したこの2部門が、殆んど平等な大転換点に到達し、その後には、1つの新しい歴史を切り拓くことになる工業の際限のない追越しが続くことになる。¹¹⁾

そして、ラブルースのこうした見解に従って、ジャン・ロムもまた、1847年以降1881年に至る期間のフランスの恐慌について、次のように述べている。

「これらの恐慌はすべて古典的であると同時に新型のものとして現れる。古典的であるというのは、それが、1920年やことに1929年にはじまる大恐慌に比肩しうるものを何も持っていないという意味においてである。それらは重大性をおびてはいるが、真に破局的なものではないし、また、さしあたり、資本主義の存在をゆさぶるものでもない。

しかし、別の意味において、これらの恐慌は新型のものである。その諸原因は変化しつつある。これらの恐慌とともに、アンシャン・レジーム型から新型に移る。それはもはや本質的に農業的な《生存手段》の恐慌ではない。1847年の恐慌はそうした恐慌であって、それは七月王政の経済を18世紀の経済に似たものにしてきた。だがすでに工業的性質の恐慌が現れる。もちろん、変化は徐々にしか進行しない。こうして、C.—E. ラブルースは、新旧双方の型が混じりあって現れる中間的状况を想定しており、そこでは、農業の覇権が衰退し、それにかわって工

10) 川島武宣・松田智雄編、『国民経済の諸類型』(岩波書店、昭和43年刊)、402—404ページ。

11) *ibid.*, Histoire économique……. tome 3, second volume. pp.988—989.

業の覇権が出現する。転換期間は、農業型の最後の恐慌が決定的に消滅する七月王政の末期と、中間型の最後の徴候が消滅する帝政末期との間に位置している。つづいて、1873年にはもはや疑問の余地がなく、諸事件の主要な責任は工業にある。¹²⁾

(五)

ちなみに書き添えればメンデルソンの有名な『恐慌の理論と歴史』(大月書店刊)は、その第2巻の334ページで、ラブルース監修の上記論文集『19世紀中葉——1846年～1851年——のフランス経済の恐慌及び不況の諸様相』について、次のように評している。

「この論文集は非常に興味あるものであり、そこではフランスの恐慌の経過や労働者階級の状態と闘争を特徴づけるのにきわめて重要な資料が、体系化されている。だがこの論文集の筆者たちが展開している恐慌の理論的構想には、どうしても賛成できない。彼らは、恐慌の勃発を不作によって説明し、恐慌の根源を農業の状態にもとめているのである。もちろん、不作は恐慌の経過に根本的な影響をあたえたが、恐慌の原因は資本主義の本性のなかに、機械制生産の段階における資本主義的蓄積の敵対的諸矛盾のなかにひそんでいたのである。」

これに対して、桂圭男氏は反論される。

「しかし19世紀前半に限って言えば、保護制度下に世界市場から遮断されていたフランス経済に於ては、食糧危機に随伴する購買力の減退は、重要な不況の要因であった。もちろん、食料危機が世界的景気循環の下降局面と重なる場

合には、一層鋭い様相を呈する。47年の危機がそれである。かかる事情は50年代以降、本質的に変化する。」¹³⁾

もはや議論は出尽していると思う。要は恐慌の一般理論を重視するか、19世紀フランスの実情を重視するかの相違である。その意味で、上記の『フランス社会経済史』第3巻第2分冊の第3書「伝統と発達」を執筆しているロベル・ローランの、「1つの世界の緩慢な消滅」と題する序文は、われわれの観点での要約の役割を果たしてくれるだろう。

「工業的躍進と経済構造の全般的変動とは、19世紀というものが農業がフランス人の生活の中で優越的な地位を占めている最後の世紀である、ということをお忘れさせはしないであろう。その中には18世紀が生き続けている。すなわちフランスは、依然として、基本的にはその土地とその農民たちの労働とによって豊かな農民的国家であり続ける。けれども、農村世界の相対的及び絶対的比重は、この国の工業化と都市化とが発展するに比例して、軽減されてゆく。かくして、農業粗生産物と工業生産物の価値の諸対比や、あるいはまた土地財産と動産的財産との相対比と並んで、農業で生活する人口の%の進化がそれを立証するように、1つの新しい均衡が描き出されてくる。均衡は19世紀の最後の数十年の過程で逆転する。1つの世界が消滅する。

伝統と発達とが、この時期の全体を通じて農業を特徴づける。そこでは、古い型の農業から現代的農業への実際の移行が行われる。理論上は1750年から現われていた世紀的な規模の運

12) ジャン・ロム著、木崎喜代治訳、『権力の座についた大ブルジョア——19世紀フランス社会史試論』(岩波書店、43年刊)、182—183ページ。

13) 桂圭男、「フランス第二帝国の経済政策について」(神戸大学文学会『研究』、第28号、1862年3月)、95ページ。

動が、1850年以降は事実上にも浮び上ってき、1950年以後になると強烈な光を伴って現われる。」¹⁴⁾

「食糧自給のための農業が、市場条件の恒久不変性の故に世紀半ば頃まで執拗に存続していたとしても、そのこと自体に驚くに値する何物もない。低い土地生産力と人間労働の低生産性との故にその使命をやっとかっとならずにすぎない農業。農村の紛れもない過剰人口へと導くところの人口の圧力——人口は世紀の前半期の過程で30%増える——が、飢饉の脅威を抱かせるのに寄与する。そしてこの飢饉の脅威は、たとえばそれが最早昔のように日々の強迫観念を構成するようなことはないにしても、馬鈴薯病の上に穀物の不作が重なることによって惹きおこされた1846～1847年の恐慌がそのことを立証しているように、依然としてなお1つの現実であった。人々は、状況が依然としてなお如何に不安定なものであるかを明確に把握していた。通常の年、収穫は、耕作者がその種子の外に自分や家族の食糧、及び地主に納める地代分を控除した後には、極めて僅かな販売可能な余剰分をしか残さない。その上にこの剰余分は、経済的な輸送手段の欠除の故に、困難にしか取引されえない。かくして、その量が余りにも大き過ぎることは願われないし、余りにも良好すぎる豊作は、価格崩落の懸念によって怖れられた。当時は、問題は生産ではなくて販売にあった。かくして、人々は飢餓と過剰生産との間を揺れ動く。夢みられた年は平均的な年である。」¹⁵⁾

(六)

14) *ibid.*, Histoire économique……. tome 3, second volume. p.619.

15) *ibid.*, Histoire économique……. p.621.

19世紀前半期のフランス社会の中になお頑強に18世紀が生き続けていたことを象徴的に教えてくれる、2つの事実を掲げることにしよう。その1つは、19世紀半頃までのフランスには旧制度下を想わせるような内国旅券制度がなお厳然と存在したという事実であり、他の1つは労働者手帖制度の存在である。とりわけ後者は、19世紀の前半期はおろか、やっと1890年に至って廃止される。

最初にパスポートの方から取上げると、まず始めに、1940年代の私をひどく驚かせた、次のようなバルザック『農民』の一節を掲げることにしよう。それというのも、当時の日本の西洋経済史学界の常識では、フランス大革命以後のフランスにおいては一切の前近代的なものは一掃され終っていた、と見做されていたからである。なお、ここでの引用は水野亮氏による新しい訳、東京創元社刊『バルザック全集』、第18巻による。

この小説は、「パリからざっと50里、ブルゴーニュ州のとつつき」に位置する或る荘園を舞台に展開されるが、以下に引用する箇所は、この荘園の城館に客人として泊っているパリッ子の新聞記者と、もとは小学教師だったが素行が納まらないために教師を止めさせられた貧農のフルション爺さんとの会話である。時期は1823年8月と設定されている。

× × × ×

「君のような男が、どうしてみすみす貧乏な境涯へ落ちこんでしまったのだろうか。なぜなら現在の状態では、百姓は貧乏だからといって、その責任はただ自分で負うよりほかはないのだよ。自由だし、金持になろうと思えばなれるのだから。百姓がわずかでもいいから金をためることさえ知っていれば、売地を見つけて買

うことができ、だれにも使われない一本立ちになれるんだがな。」

「わしゃ古いことも知っているし、今の新しいご時世も見ていやす、物知りの旦那さま。なるほど看板は変わったが、中身の酒は相変わらずだ。きょうはきのうの続きでがすよ。そうだ、これをあなたさまの新聞に書いとくんせえ。わしらは自由な身になりやしたかね。相変わらず同じ村に釘づけて、主人も相変わらずがんばってやがる。主人ってえのは仕事のことですがね。わしらが自分のものといえるのは天にも地にも敵ばかりだが、この敵がわしらの手を離れたことはねえだ。地主さまのためにしろ、わしらの稼いだものの一番いいところを取り上げる税金のためにしろ、どっちにしたところでわしらは一生汗水たらして働かなきゃなんねえだ。……」

「だが、何かべつの職業を選んで、ほかの土地へ行って運だめしをやってみてもいいじゃないか。」

「一旗あげてみろっておっしゃるだかね。……それじゃどこへ行ったらいいだかね。この県からそとへ出るについちゃ、ぜひとも旅行免状がいるだが、それに40スーもとられるだによ。わしゃ40年この方、まだ一度だってもポケットのなかで40スーのビタ銭をチャラチャラいわせた覚えはねえだ。道草を食わねえでまっすぐな道中をするにしてからが、道中の村の数とおなじくくれえ銀貨がいるだが、わずか6ヶ村の旅をするだけの金を持ってるフルシオンはそうたんとはいねえだ。わしらを村から連れ出すのは徴兵しかねえ。ところで軍隊はわしらをなんに使うだね。ブルジョワが百姓のおかげで生きてるようなもので、兵卒でもって将校たちを養うために使うだ。わしらの仲間から百人に1人でも大佐が出てるかね。そこでがすよ、世間で百人

が失敗するわりで1人成金が出来るようなもんだ。何がないばかりに失敗するだかね。……神様だけがご存じさ、それに高利貸とね！一番いいのは、だから村にじっとしてるこんだ。昔は大名がわしらを村に閉じこめておいたものだが、今は物事の成行というやつがわしらをまるで羊みてえに村の囲いのなかへとじこめるだ。……民衆ちゆうもんは、いつでもおなじもんでがしょよ、いつまでたっても今ある通りの状態にいるだ。」¹⁶⁾

バルザックは、言うまでもなく小説家であって歴史家ではない。然し彼はマルクスによって、「フランス《社会》のすばらしくリアリスティックな歴史を提供」した「偉大なリアリズムの巨匠」¹⁷⁾と激賞されている。ポール・ラファグも、「マルクスと文学」と題する文章の中で、「彼のバルザック崇拜はたいへんなもので、……バルザックは、……その時代の社会の歴史家であった」¹⁸⁾と書いている。

(七)

労働者手帖制度については、平実氏が、その著書『フランス労働者政策史』(晃洋書房、1976年刊)の第4章「フランス革命後の反動的労働者政策」の中で、ドレアン(Dolléans)やルヴァスール(Levasseur)等々に依拠して、第二節「労働者手帖制度の実施」として取り纏められている。したがってわれわれは、さし当りは同書を参照すれば良い。但し、平氏の著書からの以下の引用文中にみる1803年12月の布告の訳文は、フランス政府商工省労働局刊行の『フラン

16) 水野亮訳、バルザック『農民』、東京創元社刊、80—81ページ。

17) 国民文庫20、『マルクス・エンゲルス、文学・芸術論』、61ページ。

18) 同上書、183ページ。

スにおける労働者の雇入れ、その歴史と現実』(1895年刊)¹⁹⁾に収められている原文に照らし、必要最少限度において修正させていただいている。

「前節で述べたように、ル・シャプリエ法によって団結の自由を根こそぎに奪われたフランスの労働者は、今度は、追討的に労働者手帖(le livret ouvrier)制度の強行的実施によって、さらに移動の自由や労働の自由までも奪われるようになったのである。労働者手帖に類似の制度は、1789年の革命以前においても行われたものであるが、これらの労働者手帖は、革命後、同職組合に関するその他の規則とともに、いつしかそれとなく廃止されてしまった。……

ところが雇用主たちは、労働者たちの不誠意、そしてまた労働者たちが常に労働契約の取り決めに違反する傾向にあるということを主張して、いたるところ労働者手帖制度を再び設定しなければならないということを力説した。…

かくて1803年4月12日(共和暦11年芽月22日)の法令は、ブルジョアジーの要求に答えて『労働者手帖制度』に関する規定をはっきり打ち出したのであり、次いで同年12月1日(共和暦12年霜月9日)の布告は、この制度の内容を一層詳細に規定したものである。1803年12月の布令は『職人あるいは若者として働く労働者たちが用意しなければならない手帖に関する共和暦12年霜月9日の布令』と称されるものであるが、この布令の中では次のように規定されている。

第一条、この布令の発布から後は、職人または若者として働くすべての労働者は、1つの手

帖を用意しなければならない。

第二条、この手帖はその用紙は任意のものでよいが、たとえばパリ、リヨン、マルセイユなどでは警察署長により、そしてその他の都市では市区長、または助役により無経費にて交付され、花押されることを要する。その手帖の第一枚目には、市町村の印鑑の押捺、労働者の本名、洗礼名、その年齢、出生地、彼の人相の特徴、彼の職業の指示、そして彼が働いている場所の主人の名前などが書入れられていることを要する。

第三条、旅券に関する法律の施行とは別に、労働者は、彼が主人の許を離れるときには、市区長またはその助役によってその最後の賜暇を査証して貰ったうえ、彼自身が赴こうとする場所を指示して貰わなければならない。こうした査証を得た手帖を身につけることなしに渡り歩いている労働者は浮浪者と看做され、逮捕されて浮浪者として罰せられる。

第四条、すべての製造業者、企業請負人および一般的に労働者を使用するすべての人々は、労働者手帖に、労働者が雇用契約を果したならば、そのことを記入するを要する。労働者がいとまをとる際の許可は、次から次と脱漏なしに記入されなければならない、それは労働者が主人の許を離れた日時をはっきりさせるに役立つものである。

第五条、もしも労働者が、その賃銀の前借りを受けたり、または一定期間雇用されることを契約した場合には、彼はもしその主人が要求するならば、自分の労働によってその借金の義務を果たし、その雇用契約を満了した後でなければ、その手帖の引渡しや、いとまをとる許可を強要することはできない。

前述のものが労働者の移動の自由、労働の自

19) République Française. Ministère du commerce et de l'industrie. Office du travail: Le placement des employés, ouvriers et domestiques en France. Son histoire, son état actuel. Paris. Berger-Leurault. 1895.

由などを奪ったところの『労働者手帖』の主な規定内容であり、この法令は1890年7月20日の法律によって廃止せられるまでは、ル・シャプリエ法とともにフランスの労働者を甚だしく悩まし続けてきたものである。²⁰⁾

「1816年12月21日および1818年3月25日などに出された警察布告によれば、労働者が移動する場合、目的地に到着後3日以内に、労働者手帖を査証のために提出しなければならないことになっているし、またすべての製造業者たちは、労働者の属する職人組合の所在地およびその名称を表示したところの手帖を24時間以内に査証のために提出しなければならないことになっている。そして労働者が職場を変わるためにその地を立退いた際にも、製造業者は24時間以内にその旨を通告しなければならないことになっている。

また1831年4月1日および1834年12月30日の2回に亘って2つの警察布告が出されているが、それによると、仕事を求めてパリにやってくるすべての労働者は、その到着後8日以内に警視庁に出頭して、その手帖の検査を受けなければならないということが規定されている。それ以外にまた労働者は職場を変える毎に、その地区の警察署長に対して、元の雇用主および新しい雇用主の署名を提示して査証を受けることを要するとせられた。こうして労働者手帖のために労働者たちは、当局によって終始『監視される』境遇におかれており、完全に移動の自由を制限せられていたのである。論者は労働者手帖が労働者の自由を束縛したことに注目して『奴隷制の近代的形態』とまでいっている。²¹⁾

(八)

但し、こうした内国旅券制度や労働者手帖制度が、實際上どの程度に厳格に施行されていたかということになると、その極めて厳しい実施には多分に疑問が持たれるようである。アベル・シャトランは次のように述べている。

「この平和の時期（1815年以降の時期——湯村）については、旅券や労働者手帖の交付からひき出すことの出来るデータを、確信をもって利用してみたいという気分になる。然し、それには用心が肝要である。第一帝政下におけると同様に、多くの移動者がパスポートなしで旅行したり、1つのパスポートが数人によって利用されたりした。当時既に人口過剰になっていたパリを目指す移動者たちの集団について、1817年5月18日の日付をもつ全国警察庁の回状は、パスポートなしに済す移動者たちの習慣について極めて明白に教えている。《憲兵にむかって、パスポートを持たない、ないしは大目に見て貰って手に入れたパスポートを持っていたりするすべての人間を、彼らの故郷に送り返すように督促する必要がある。》パスポートの交付には費用を伴ったし、移動者たちはそうした費用を支出したがらなかった。労働者手帖に関する統計もまた、パスポートのそれ以上に価値をもつものではない。それについてもまた、警察大臣から各県知事宛に送られた1818年1月10日の日付をもった回状が、文字通りの告白である。《私は、労働者に関する法律や規則の施行は、一般に、それほど重要な問題であれば当然に要求される場所の十分な正確さをもって監視されていないことに注意を喚起したい。こうした怠慢が無数の混乱の源泉である。……それはとりわけ、承認も得ず、生活の手段も持たず、仕

20) 平実著、『フランス労働者政策史』、(晃洋書房1976年刊)の159—160ページ。

21) 同上書、164—165ページ。

事を探しにやって来るという口実の下に、村から村へと、また路上で乞食しながら、パリにやって来る沢山の数の人間を首都に流れ込ませ、結局は、1790年6月13日の法律によって窮迫した人々に認められている救済金によって彼らの故郷に送り届けることを余儀なくされるという、重大な不都合をもっている。最近になってパリの警察が、セーヌ県の諸農村コミューンの町村長や首都の警察委員たちにむかって、工場・工場制手工業・作業場に関する共和暦第11年芽生え月22日の法律の諸規定と、労働者たちに所持を義務づけられている手帖に関する共和暦第12年霜月19日の法令のそれとを想起させたのも、こうした濫用を矯正するためである。けれども、パリの警察が目論んでいるそうした目的は、若しも王国の県及び地方の諸当局が、どこでも、こうした諸規定を厳重に遂行させるべく同じような心遣いを示さない限り、全面的には達成されえないであろう。》困難な生活諸条件をもっている若干の移動者たちに関して訴えているこの長い回状は、警察の行っている監視と移動者たちの移動に関する諸報告が、いかにわれわれの注意を惹かねばならないかを教えている。然し手帖は、実のところ工業労働者に対してしか強制されなかったことを忘れてはいけない。……（また）この種の文書はすぐに欠けてくる。なぜなら、強制にも拘わらず、移動者たちはもはや、手帖やパスポートを所持しなくなるからである。このことは、とりわけ19世紀の中葉以降真実になってき、手帖は、われわれが後で見るように、1890年には最終的に強制的なものではなくなる。』²²⁾

他方でルヴァスールも、その著書『1789年から1870年にかけてのフランスにおける労働者階級と工業との歴史』の第2巻で、労働者手帖制度の実際の適用状況について、次のように述べている。

「判例は、労働者手帖の問題について、明確には固まっていたわけではない。1838年に、ブルジュの法廷は、自分の手帖に賜暇を記入して貰うことを求めないでその雇主の許を離れた1人の煉瓦工に関して、1749年の参事院の法令に基づいて、この労働者には100フランの、彼を受け容れた雇主には300フランの罰金を宣告した。これは、こうしたケースに適用された刑罰の唯一の事例である。このことは、明確な法律の必要性を証明するのに充分であった。』²³⁾

そして彼は、この個所に注して、さらに次のように書き添えている。

「共和暦第11年芽え月22日の法律は、共和暦第12年霜月9日の布告に補充されて、労働者手帖を所持しない労働者は浮浪者と見做すという峻厳な威嚇を否んでいたが、この威嚇は嘗って一度も適用されたことはなかった。刑法典による浮浪の定義に関して1832年におこなわれた修正は、もはやそこに労働者を含めることを許さなかった。パリの警視総監と多くの大都市の市長たちは、刑法のこうした不充足さに諸布告によって対処しようとしたが、破毀院（最高裁判所）は、1834年に、そうした布告は、市当局が1790年の法律に基いてもっている権限を越えるものであると決定した。それにも拘わらずブルジュの法廷は、1838年に、1749年の参事院の法令に基づいた有罪判決を確認する判決を下した

22) Abel CHATELAIN, Les migrations temporaires en France de 1800 à 1914, Lille, 1976. pp. 30-31.

23) E. LEVASSEUR, Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870. tome II. deuxième édition. New York. 1969. p. 133.

のである。」

ジョルジュ・デュプーの『フランス社会史—1789～1960』も、労働者手帖所持の義務は「たぶん厳格にはまもられなかったであろうが、しかし法的に労働者の上につねに重くのしかかっていた」と述べている²⁴⁾。

(九)

確かに七月王朝以降になると、そしてとりわけ第二共和制下においては、この2つの制度の実施は相当に弛められていたようである。然し、それでもなおロベル・ローランは、次のように述べている。

「確かに、労働者手帖に関する諸規則は常に適用されたというわけではないが、この手帖は、それが存在する場合には（そして、そうした場合が最も頻繁なのだが）、労働者を行政当局とその労働者の雇主との従属下に置いた。1832年迄、その手帖を所持していないすべての労働者は放浪に関する刑法第271条の所管に属していた。1830年7月以降、労働者たちはこうした手帖から解放されることが出来ると信じた。そんなことは全くない。1831年4月1日と1834年12月30日との2つの警察犯処罰令が、パリに到着した労働者は、8日以内に、警察庁でその労働者手帖の査証をうけるべきことを規定していた。その上に、労働者たちは、その職場を変更する毎に、新旧の雇主の署名を警視にむかって提出することを義務づけられていた。被雇用者の振舞についての評価を手帖に記入することは禁止されていたが、雇用主たちは気ままに行動し、とりわけ雇主によって与えられた前貸が

手帖に記入された。而も、低賃銀のこの時代においては、前貸は一般的な習慣であった。前貸に頼ることの出来た賃労働者は、雇主のために働くことを止める際には、その負債額を、あるいはその労働で、あるいは金銭で支払った後でしか、その手帖を受取ることも暇を貰うことも出来なかった。若し雇主がその労働者の出発を承諾する場合には、新しい雇主は、旧雇主のために、この労働者の給金の中から、その日賃銀の十分の二の割合で控除を行わねばならなかった。かくして、たとえ若しこうした規則の全部が厳格には遵守されていない場合にも、労働者手帖は、債務者の債権者への従属という新しい紐帯によって、賃金労働者をその雇主に縛りつけたのである。労働者はその自由をひどく喪失したし、《こうした事物状態は特殊な奴隷状態をうみ出した》(Villermé)。²⁵⁾

而もなおこの労働者手帖制度は、ナポレオン三世の第二帝政下において、以前とは若干異った意味合いの下においてではあるが、明白に復活さえされる。すなわち、1854年6月22日の法律は、19世紀前半期の労働者手帖制度が、「職人ないし若者の資格で働くすべての労働者」(tout ouvrier travaillant en qualité de compagnon ou de garçon)だけを対象にしていたのに対して、その適用対象を拡げて労働者一般を対象とするようになった。(但し、農業労働者は適用外。)この1854年6月22日法は、「製造場(manufactures)、工場(fabriques, usines)、鉱山、鉱地(minières)、採石場、造船所、作業場及びその他の工業的事業場に付属したり、1人あるいは多数の雇主に雇われてその許で働いている労働者に、その男たると女たるとを問わ

24) ジョルジュ・デュプー著、井上幸治監修、『フランス社会史—1789～1960』(東洋経済新報社、昭和43年刊)、141ページ。

25) *ibid.*, Histoire économique…… p.781.

ず、手帖の所持を義務づけ」た²⁶⁾。

ルヴァスールの前出『労働者階級の歴史』の第2巻は、この間の事情を次のように説明している。

「工業が自由化されたとすれば、同じように労働者の自由化が行われ、万人の為の自由が宣言されるのが当然であった。然し、労働者手帖については、自由化は行われなかった。議会は、1851年5月14日の法律による前貸金の記入に關した点を除けば、共和暦第11年芽生え月21日の法律による制度を殆んど全く変更しなかった。クーデタの後で、相互扶助組合に關する1852年3月26日の政令は、組合員証によるパスポート及び労働者手帖への代替を認めた。警視総監ピエトリ (Pietri) は、《議会制度下においては達成出来なかった絶対に必要な》諸法律を發布するのにこの独裁的な時期を利用すべきであるという意見を持っており、労働者手帖に關する法律をこうしたカテゴリの中に配置していた。けれども、そうした法律を作るための時間がなかった。然し彼は、1852年9月に1つの法律案を大臣に提出し、この法律案が後で1854年6月22日の法律になった。この法律は、労働者手帖に關する法律を作り直し、雇主の作業場で働くことと自らの家庭で働くことを問わず、また男女の何れであるとを問わず、すべての労働者に対してその所持を強制的ならしめ、さらにまた、労働者に対すると同様に雇主に対する刑法による制裁を追加した。この法律は、新たに、雇主にむかって、労働者の雇入れの開始と終了を正確に記録しておき、そうした雇入開始と賜暇との日付を労働者手帖に記入する義務を厳命した。それは、30フランを限度として前貸金を記

入する権限を継続させたが、《それを要求するすべての労働者》に無条件で労働者手帖を引き渡すべきことを規定した。それは、好意的であると不利であるとを問わず如何なる付注をもその手帖に記入することを禁じた。記入済みの労働者手帖は、《労働者に渡され、彼の手許に所持される。》それはパスポートの代用になる。法案の報告者であるベルトラン (Bertrand) は、政府はそうした点で《労働者階級に対するその共感の新しい証拠》を示したと考えたし、さらにまた彼は、《労働者の手許への手帖の引渡し》が手帖に対する労働者の共感の感情を強め、手帖をして未だ嘗ってそれが享受したことのない人気を獲得させることになることを期待していた。(然し)、それは逆であった。労働者たち、とりわけパリの労働者たちは、最後の諸条項が、事実、彼らをその雇主に対してそれまでよりも少く従属的ならしめたにも拘わらず、この法律をあまり心良くは受け容れなかった。』²⁷⁾

(十)

それにしても、こうした前近代的な2つの制度を大革命以後にも存続させることになった理由は何であろうか？

ルヴァスールは次のように述べている。

「労働者手帖は、(ル・シャプリエ法と——湯村) 同じような感情によって鼓吹されたものであるが、公共の秩序の議論によって擁護されることが出来た。自由な社会においては、放浪は認められない。ところで、大部分の市民の場合には、彼らの住居が一定していることがその保証になっている。工業家は、その上に、彼の営業鑑札をもっている。したがって、労働者もま

26) *ibid.*, Le placement……. p.148.

27) *ibid.*, Histoires des classes ouvrières……. p.504.

た、彼の身元を証明し彼の就労生活の諸段階を記録する証明書を所持すべきである、と信じられた。」²⁸⁾

すなわち、労働者手帖制度は、ル・シャプリエ法と同じような性格のものであるが、同時に、治安対策としての意味ももっていた、と彼は云うのである。

他方でアベル・シャトランも、——尤もこれは内国パスポート制度や労働者手帖制度そのものについてではなく、第一帝政期に頻繁に実施された各種の人口調査についてであるが——、次のように述べている。

「政治的、経済的、そしてとりわけ軍事的な目的が、この時期の調査の発起に無縁ではなかったことは確かである。帝国政府は、ある種の農村出稼人たちの規則的な移動、とりわけ、体制にあまり好意的でない地方におけるその真の理由を知りたいと思った。出稼人は思想の商人ではないか？ 経済的な理由を見落すことは出来ない。すなわち、数年以前から戦争状態にある国においては、とりわけ工業及び大規模事業において、労働力の危機がある。労働力の可能性をヨリ良く知り、その労働力のある種の地方にヨリ良く差し向け、そうすることによって、それらの労働力をヨリ良く使用することに努力しているか？ 道路建設のような、経済的であると同時に戦術的でもある大規模事業は、確かに沢山の労働力を必要とする。けれども、政治的及び経済的理由は、軍事的な動機、すなわち軍隊への男たちの規則正しい徴集に較べると、明らかに二次的なものと思われる。」²⁹⁾

こうした事情は、基本的には、当時のフランスが、前にも見たようにまだ全く農業国であ

り、その工業の状態が殆んどまだ職人的段階を脱していない、極めて未熟な資本主義国でしかなかったという事由によることが大きい。この点が、その産業革命を殆んど既に完了していたイギリスの事情とは根本的に異なる。

かくしてフランスには、井上幸治著『ナポレオン』が述べるように、支配階級としてのブルジョワや地主が、テルミドール以後一応は政権を掌握しながらも、「いまなおほかの階級に対して単独に政治安定を確立」しえないという事情をもたらし、「軍事的独裁の政治的契機がここによこたわっていた。」かくしてナポレオンは、産業の自由の原則に反するという名目の下にまずシャプリエ法を認め、ついで「労働手帳の制定をおこない、労働者に対する警察的監視制度を樹立した。」³⁰⁾

そしてむろん、事柄は唯単に治安対策のみに基因したわけではないであらう。

「数多くの法律文書が法的な平等の諸特徴や実施を明確にしているが、不平等はなおフランス人の間に存在し続けていたし、何よりもまず法の前の不平等が存続していた。……労働者に要求された労働者手帖は、その適用の厳格さは政治体制の変化するに応じて変わったし、1つの治安対策の領域に属するものでありえたが、労働者たちによって差別的なものとして受取られていた。」³¹⁾

(十一)

尤も、前にもみたように、少なくとも1860年代以降のフランスは、ナポレオン三世の第二帝政治下に、大きく変貌する。それと共に、労働者

30) 井上幸治著、『ナポレオン』(岩波新書)、98—100ページ。

31) *ibid.*, Histoire économique……. tome 3, 1 volume. p.144.

28) *ibid.*, Histoire des classes ouvrières……. p.381.

29) *ibid.*, Les migrations……. p.24.

手帖制度や内国旅券制度は、その社会的な性格を当然に変えて行くであろう。

ジャン・ロムは云う。

「1847年のフランスは、いまだアンシャン・レジームのフランスであり、《車引きと船頭と、職人と、全国巡業職人と、初歩的な工業的仕事に片足をつっこんでいる農民の》フランスである。結局、1847年は、その日付にもかかわらず、1900年よりも1800年にはるかに近いのである (Marcel BLANCHARD, *Le Seconde Empire*, op. cit., 1950, pp. 54-55)。ナポレオン三世のフランスは、ひじょうに異なった姿を呈している。新しい時代が開かれたのであり、第二帝政は《その榮譽と責任をもっている》(op. cit., p.56)³²⁾

「第二帝政はたしかに労働者たちにたいしてきびしい。その警察は見張っている。帝政はきわめてきびしい労働条件を全体として維持しており、われわれがすぐに語るであろう諸方策は微少な改善をもたらすにすぎない。……しかし、別の方面で、第二帝政は魅惑的であることを示し、労働者階級を誘惑しようとしているようにみえる。皇后による病院の開設、労働者住宅地への訪問、ストライキのために1862年有罪判決をうけた印刷工へ皇帝が個人的に与えた大赦などは大目にみよう。……ナポレオン三世の体制が、以上にあげたものよりもわざわざらしく

ない若干の措置を労働者のためにとつたことを認めなければならない。ロンドン博覧会への労働者の派遣 (1862年)、パリ博覧会への労働者の参加 (1867年)、1868年8月2日の法律による民法の1781年条項の廃止 (《雇主はその証言について信用される……》)、行政当局はこれまで雇主の結社を許容してきたのであるから、今後は労働者の結社をも許容すべきであることを勧告したフォルカード・ド・ラ・ロケットの通達 (1868年3月31日)。³³⁾

河野健二編『フランス・ブルジョア社会の成立』の第7章「《産業帝政》下における労働運動の再生」もまた、例えば労働者手帖制度の改正を、この帝政下に顕らかになってくるパテルナリズム的労働政策の所産として捉えている。³⁴⁾

然しながら私は、パテルナリズムと労働者手帖の改正とが果してどの程度に関連するものかどうか、その判断を今は留保しておきたい。19世紀後半期における労働者手帖については、隣国ドイツにおける事情の考察とも絡み合わせて判断する必要があると考えるし、なによりも本稿は、19世紀前半期のフランスを対象とするものだからである。³⁵⁾

33) 同上書、272—273ページ。

34) 河野健二編、『フランス・ブルジョア社会の成立』(岩波書店、1977年刊)、184ページ。

35) 例えば、八林秀一、「1870年代ドイツにおける徒弟制度の再編—帝政期ドイツ手工業立法の一側面—」(岡田与好編『19世紀の諸改革』(木鐸社刊、所収)などを参照のこと。

32) ジャン・ロム、前出書、190ページ。